

1 開催日 平成 23 年 5 月 17 日（火）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

4 報告

新図書館等複合施設整備基本計画（案）について

下知市民図書館整備事業について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	松 井 成 起
	参事（市民図書館長事務取扱）	筒 井 秀 一
	総務課長	池 畠 正 敏
	担当副参事（新図書館建設室長事務取扱）	池 上 哲 夫
	市民図書館副館長	岩 原 圭 祐
	総務課長補佐	近 森 象 太
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主事	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 5 月 17 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 25 分

2 議事内容

開会 午後 2 時 00 分

野本委員長

ただいまから、第 1073 回高知市教育委員会 5 月臨時会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は松原教育長、お願いいたします。

本日は、報告事項が 2 件です。まず、「新図書館等複合施設整備基本計画（案）について」を事務局からご説明願います。

参事(市民図書館長)

市民図書館長の筒井でございます。

お手元の資料のご確認をお願いします。まず、「新図書館等複合施設整備基本計画（中間とりまとめ（案）」、それから青い冊子で「新図書館、新点字図書館、科学館（仮称）基本構想」、これは教育委員会 4 月定例会でご確認いただきました基本構想を冊子にしたものでございます。それから、タイトルを四角で囲んでおります「新図書館の整備について」及び「科学館（仮称）の整備について」でございますが、この二つは、教育委員会におきまして、これまで報告してきたものと同じ内容でございまして、これまでの経過と基本構想を概要としてまとめたものでございます。

本日、報告いたしますのは、新図書館等複合施設整備基本計画の中間とりまとめ案でございます。これは、高知県、高知県教育委員会と高知市、高知市教育委員会の 4 者連名という形で作成しています。知事部局、市長部局が入っていますのは点字図書館を含むということもございまして、県、市合同でこの基本計画をつくっていくということでもあります。中間とりまとめとしてございますのは、6 月の教育委員会あるいは議会で最終的に基本計画という形でご報告申し上げる予定でございまして、非常に大きな、重要な案件でございますので、中間の段階でご報告申し上げ、ご意見をいただきたいという趣旨でございます。

それでは 1 ページをご覧ください。ここでは、基本計画の性格といたしまして基本構想をより具体化するということ、それからこの後基本設計にかかるわけですが、設計会社に対して発注者側として設計に必要な仕様というものを記述しておくという趣旨になろうかと思えます。そういう点で、基本構想から一歩進んだ形で記述している部分を中心にご報告したいと思えます。

まず、複合施設でございますので、全体の整備基本方針を掲げています。「1 基本コンセプト」で、これは四つの館が、それぞればらばらにではなくて、効率的に配置し、有機的な連携を図るという趣旨の表現にしております。そうした有機的な連携によりまして、新しい文化施設として、県民、市民の役立つものにしていきたいという考え方でございます。

それから、「2 共通事項」で、少し設計にも影響するであろうというところを書いています。まず、

「(1) 災害への備え・避難所機能」ということで、これは今般の東日本大震災を受けて、いまや常識ということであろうかと思いますが、なお、やはり基本計画でございますので、一時避難所のこと、自家発電装置のこと、免震機能のこと、あるいは書架がばたばた倒れてはいけませんので、その対震対策、それから高知は風水害が大変厳しいところでございますので、そのための浸水対策、それから消火設備等を記述してあります。

次に、「(2) 障害者対応(ユニバーサルデザイン)」ということで、これも基本構想検討委員会で議論されたところでございます。とりあえず、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を守っていきたいということでございますが、これも常識といえども常識かも知れませんが、きちんと書いているところです。

次に、「(3) 周辺の景観との調和」でございますが、これもいろいろご指摘いただいているところですが、文化施設として当然、景観との調和が必要であると考えます。

次に、「(4) 省エネルギー・環境への配慮」ということで、電力のことも話題になっておりますけれども、一般的な環境への配慮、維持管理のコストの軽減、そのための自然エネルギーの利用、太陽光パネル、風力発電の利用ですとか、あるいは断熱性の向上といったことが考えられると思います。例えば、特定の場所に太陽光パネルを置くということを書くかどうかについては、論点としてはあると思いますが、今のところ、自然エネルギーの利用などの工夫という書き方で、プロポーザルで提案を出していただくということで進めていきたいと思っております、そういう提案も求めていったらどうかということで、こういう中間取りまとめにしてあります。

「(5) 中心市街地活性化への寄与」ということで、今回の立地条件を含めまして、あるいは高知市の中心市街地活性化策、東西軸の活性化などとの連携、融合して賑わいをつくり出す施設として機能するということが記載されています。

「(6) 地場産材の活用」ということで、可能な場所に高知県の木材を使っていくということでございます。

「(7) 施設共用の考え方」で、これは動線計画にも影響すると思うのですが、一定の集会所機能を持つ予定をしております、それが内部の業務的な利用だけではなくて、一定程度、県民、市民の文化活動にもお貸しするというのも、結論は出ておりませんが考え方としてはあると思いますので、そういう配置、あるいは動線の配慮を求めていくということでございます。

続きまして2ページをお願いします。「(8) エントランスのあり方」でございます。これも基本構想検討委員会でいろいろ議論されましたが、基本的にそれぞれ県立図書館、市民図書館がそれぞれ独立の入口を持つというよりは、複合施設として、まずエントランスに入っただいてから、各施設へ移動していくという意味での総合案内を設置したいと考えています。したがって、単なる通路というよりは、集いのスペースといえますか、交流スペースとして整備したいということで書いています。

なお、付加機能として、喫茶スペースの問題、コインロッカーの問題、場合によっては喫煙コーナーの問題が発生しようかと思えます。喫煙コーナーにつきましては、今日的には文化施設の敷地は禁煙じゃないかというご意見もいただいております、基本計画の最終段階で、この辺は発注者側として判断する必要があるのではないかと考えております。

次に「(9) 館内情報システム」でございます。四つの施設がそれぞれ入りますが、一体的あるいは連携した運用とするためには、館内のコンピュータ・システム、四つの施設をつなぐコンピュータ・シ

システムが必要です。それが業務用にせよ、利用者への情報提供について必要であろうということがここに掲載されています。

次に、「(10) その他」として、連携した運営といたしましても、それぞれの施設で運営の方法、あるいは開館の日時等、若干異なる場合も考えられますので、それぞれの館が独立した管理運営ができるような動線、あるいはセキュリティの考え方を求めているところでもあります。

また、基本計画といたしまして三つの館、四つの組織の連絡調整会議の設置を書いています。それから、サイン計画ですが、これだけ巨大な文化施設ですのでサイン計画は相当きちんと考えておかないといけないと思いますが、とりあえず表現としては、こういう表現であります。なお、全体の愛称は、公募により決定したいと考えております。

続きまして、3ページからが新図書館でございます。最初は、基本構想と同じことを書いています。繰り返しになっているところがございますが、基本構想を見なくても、この基本計画だけで新しい施設の全体を理解できるものにしておかないと、基本計画を見ながらときどき基本構想を横に置いて見ないといけないということになると不便でございますので、基本構想と同じ内容が記載されています。

そういう点で、少し新しく書き加えたところに絞ってご報告申し上げます。

4ページの「(3) 組織・運営で遵守する事項」のうち、「専門職の確保」でございます。その2点目に「県立図書館は、職員に占める司書の割合を高める」ことを掲げています。これは基本構想にもございましたが、新しい市民図書館としては、これまで検討課題という記載をしておりましたが、新しく大きな図書館ができるわけでございますので、「市民図書館は、専門職制度を導入するとともに、職員に占める司書の割合を高める」ということで、きちんと専門職制度について記述をしたところでもあります。

続きまして、6ページをお願いします。「4 新図書館において実施するサービス及び業務」でございます。これは基本構想にも当然書かれておりましたが、もう少し踏み込んだ内容で、新しい図書館が、どういうサービスを県民・市民の皆様を提供するのかというところがポイントでございます。基本計画において一定書き込んだところでもあります。

まず、「(1) 来館者へのサービス」でございます。資料情報の提供とレファレンス・サービスということで、関連するサービスを取り出して、専用カウンター等を設ける、司書を配置するというような形で、レファレンス・サービスを強化するというところを述べております。

「(2) 各種支援拠点としてのサービス」でございます。支援という用語がこれまで基本構想でもたくさん出てきましたけれども、それを整理しまして、県立図書館の県内市町村支援、市民図書館の本館の高知市全域サービスの拠点、それから子ども読書活動の支援拠点、学校図書館との連携・協力というように、項を起こしています。重なる部分もございますが、詳しく書いたところもあるところがございます。

「(3) 蓄積・保存拠点としてのサービス」でございます。「高知県資料保存センターとしての機能」、
「デジタル資料の作製・蓄積・提供」として記載しております。高知県関係資料というのは、高知が生み出したもので、高知にしかないものでございますので、デジタル化というのは国会図書館に入っていれば、いずれ国会図書館がやる可能性があります。やはり高知で進めるべきことであろうということでございます。そういうもので、デジタル化を進めてウェブ・サイトで公開というようなことについて議論があったものです。「電子書籍貸出サービス」ですが、これは今日、取り組みもまだ数館で始まったところがございますので、先進事例や標準化の動向を見極めて対応するという書き方としています。

それから、「歴史的資料の保存」です。現在でも県立図書館，市民図書館には相当量の，普通であれば歴史民族資料館や歴史博物館にあるような資料を所蔵しております。高知県の資料保存施設の状況を見ますと，今後も新しい図書館が歴史的資料の収集・保存には一定の役割を果たす必要があると考えておりまして，このような表現で記載しております。

続きまして，「(4) 課題解決支援サービス」でございます。これが，今日の図書館の動向の主要な柱の一つでございます。現実的には，あらゆることに対応できるというわけではございません。その地域あるいはその時代の課題をピックアップして対応する必要があると考えております。そういう点で，今回，この基本計画（中間報告案）では，課題解決支援として，ビジネス・産業支援と健康・安心情報サービスの二つを柱にしたいということで，このような表現としています。「仕事や就業をはじめ，事業やサービスの企画・評価にも役立つ資料・情報を収集・提供する」，「健康増進や医療・安全衛生・防災・防犯などに関する資料・情報を収集・提供する」ということで，ここは，基本構想からいいますと踏み込んだ方針を出したというように考えております。

それから，「(5) 利用者や対象資料等により区分されるサービス」でございます。児童サービスですが，公共図書館では，子ども室などはこれまでもやってきていますが，「新鮮かつ幅広いコレクションの収集・提供する」，また「閲覧コーナーから独立した窓口・スペースを持つ」というように，きちんと書き込んだものです。専用の部屋にするか，広い閲覧室の一部をゾーニングしてやるのかというのは，もう少しこれから考えていかなければいけないと思いますが，子どもゾーンというものはきちんと構えるようにしていきたいと考えます。それから，児童書を全点購入し，一定期間，いろいろ関係者への見本とするというところでございます。

それから，「ヤングアダルト・サービス」でございます。これは少し聞き慣れない用語であろうかと思いますが，中学生・高校生といった子どもから大人への移行期には，非常に心身が成長する時期でして，その時期の読書というのを図書館界では非常に重視をしております。新しい図書館でも，ヤングアダルト・サービス，青少年サービスというものを，ゾーニングなり，資料の重点購入なりで対応していきたいということでございます。

次は，「高知県関係資料（郷土資料）・情報の収集・保存・提供」でございます。これは網羅的に，徹底的にやると基本構想でも書いているところですが，「図書や雑誌，新聞のほか，パンフレット，地図等を収集・組織化（整理）・保存・提供する」ということでございます。次に，「多文化サービス」ですが，これは外国語の資料の問題でございます。また，「図書館利用に障害のある方へのサービス」でございます。このように対象者別のサービスを記載しています。

次に「職員の育成・研修等」や，「その他」ですが，この辺りは基本構想のとおりであります。

続きまして8ページをお願いします。資料収集及び保存につきましても，基本構想の表現を踏襲しておりますが，「(3) 収集に関する留意事項」ということで，「図書館利用に障害のある人や多文化社会に対応した図書館資料及び様々な情報資源の収集・活用の考え方」ということを，1項記述しております。それと，「著作権及び出版事情に関する留意事項」ということで，著作権法改正の趣旨を踏まえてということで，紙資料と電子資料をバランスよく収集する。それからデータベース，情報ネットワークを介した情報源の提供も積極的に行う。これは今日的な問題で，これからのいろいろな問題の動向にも関わるところでありますけれども，電子書籍が普及し，インターネットが普及し，必要な情報が容易に入手できるようになるので，図書館は今後どうなるのか，極端な方は，もう要らなくなるのではないか

というご意見も出ているのですが、とりあえず新図書館といたしましては、紙の資料をもっと、電子書籍、それからインターネット上の有用な情報、この三つについては対応するというところを書いているところではあります。

「各種資料(メディア)別の計画」も少し書き込んでいます。繰り返しになる部分もありますが、児童書については、市民図書館本館と県立図書館は全点購入する方針です。今まで、うまく説明できてないかも知れませんが、全点購入するという方針が出ましたので、児童書についてはすべての本を一定数買うというのはお分かりだとは思いますが、実はそれで終わりではなくて、県立図書館としては全点購入しますが、市民図書館は当然全点ですので、それで重なるわけですけれども、一般のお子さん方の閲覧用には別に購入します。児童書は複数購入し、人気あるものを使ってどんどん触れていただきます。県立図書館がいろいろな選書、見本用に1点ずつ買う全点購入と、市民図書館本館が直接サービスとして、子どもたち、親御さん方にお貸しする本は別のコレクションになりますので、その限りでは複数買うということになります。一般成人向けの図書についてもできる限り収集するというので、「全出版点数の5割以上の購入を目指す」ということですが、予算との関係もございまして、「目指す」という表現でございまして、今、年間の全出版件数は7万冊、8万冊程度かと思っておりますけれども、そうしますと3万5,000冊、4万冊を新しい新図書館では購入する必要があるのではないかとということです。

なお、岡山県立図書館が現在7割から8割の購入を実現していると聞いております。雑誌、新聞、寄贈、購入を入れまして2,000タイトル以上の収集を目指すことになっております。市民図書館における寄贈購入数が300冊台だったと思っておりますが、県立図書館と合わせて1,000冊ぐらいあるかと思っておりますが、それを2,000冊にしたいということです。新聞は、一般及び業界新聞です。高知県関係資料は幅広くあるいは徹底的でございます。歴史的資料は、なお、関係機関と調整して、収集する。何も図書館が全部古文書を入れなくても、県立歴史民俗資料館も新県立資料館もございまして調整していくということでございます。パッケージ系デジタル資料とは、デジタル化して販売しているものでございます。ネットワーク系デジタル資料ですが、用語が目新しくなってきますけれども、現在県立図書館では、高知新聞ともう1紙ぐらいの新聞のデータベースを活用して、無料で公開しておりますけれども、全国紙のデータベースあるいは内容の信頼性が高いデータベースにアクセスできる形を実現したいと考えております。また、視聴覚資料、パンフレット・リーフレット等、その他紙芝居等という形で、記述してあります。

次に「6 新図書館におけるコンピュータ・システム(図書館情報システム)」でございます。これは業務的なところが入ってきますけれども、いずれにしてもコンピュータを活用した「利用者の利便性の向上」、「利用者の新しいニーズに対応したデジタル資料提供の環境整備」、「新図書館業務効率化の推進」と、今日的な水準のコンピュータ・システムを導入する必要があるということでありまして。

続きまして、「7 新図書館のサービス・業務を実現するために必要な施設・設備」でございますが、「(2) 新図書館におけるゾーニングと主要動線」とありますけれども、図書館というのは大きく利用者ゾーン、サービス・業務ゾーン、書庫ゾーンに区分されます。利用者ゾーンがどの辺にあるかということですが、我々が図面を引くわけではございませんので、基本設計をやっていただくためにどこまで記述しておくかということでございます。現時点では、「(2) 新図書館におけるゾーニングと主要動線」として、利用者ゾーンには、開架スペースと閲覧スペースがあって、閲覧スペースは多様な形態を用意するというような、少し抽象的な表現にしています。例えば、独立した部屋の閲覧室もあれば、窓際に机、椅子を

置いている，窓に向かってカウンター形式で読書コーナーがある，あるいはソファがあるなどいろいろな形態があります。そういう多様な形態については，我々が今決めてしまわずに，多様な形態を用意するというので，いろいろご提案いただいた方がいいのではないかというような書き方でございます。

それから，書庫でございますが，基本構想では205万冊ですが，開架に30万冊出しますので，170万冊から175万冊が書庫の想定冊数の規模でございます。書庫について，いわゆる普通の書庫と積層書庫と申しまして1階を2階建てにするみたいなもの，それから集密書庫といまして，棚が電動で動いたり，ぐるぐる回ったりするもの，それから最近では自動化書庫ということで，機械がコンテナを取ってくるとその中に本が入っているというようなものです。様々な書庫のスタイルがございますので，これも完全に細かく決め切るよりは，収蔵能力に応じた書庫を提案していただくというのが基本的な趣旨でございます。

10ページの上の書き方といたしましては，「一部に積層書庫を使用して収蔵能力を高めるとともに，出納の極めて少ない資料に限定して，その他の収蔵方式も活用する」という書き方でございます。この書き方は，一部には積層書庫を使用していますので，基本は普通の書庫で，その一部を2層にする。動きの少ない資料は，その他の収蔵方式ということで，集密書庫なり，自動化書庫も検討の範囲に入るという書き方をしているところでございます。

次に，「(3) 必要な各種スペース」は，「カウンター窓口の考え方」，「市町村支援〔県立図書館機能〕」，「団体貸出し〔県市で分担〕」，それから「分館・分室対応〔市民図書館本館機能〕」ですが，年間約300万件以上の回送と見込んでおりますが，そうすると流れ作業的な作業スペースを確保する必要があると考えます。「学校支援〔県市で分担〕」，それから「児童サービス関連」ですが，児童サービスは，部屋の名称は，子ども室または子ども読書室，独立したものにするか，仕切りをして児童コーナーとするか，そのようなことを書いていますが，専用のカウンターは設けるということでございます。基本的には専用カウンターをつかっていこうという考え方がありますが，カウンターをつくれれば人の配置にも直接影響してきますので，フレキシブルな使い方も想定しておく必要があるということで，必要な各種スペースでのカウンター窓口の考え方は，忙しい時とそうでない時に応じて適宜使用できるようなカウンター窓口の考え方をもちたいというように考えております。

なお，10ページの一番下の閲覧スペースとして，全体として400席から500席ということ掲げております。現在は県立図書館が200席，市民図書館が100席ということで300席ですが，それを400席から500席を設け，これをつくり方でソファにしたり，ちょっとおしゃれな椅子にしたり，机，椅子の一般的な閲覧席になったり，場合によっては囲んで静読室という静かに読む部屋，あるいはコンピュータのキーボードをかちゃかちゃやっていたい部屋とか，いろいろなつくり方を考えないといけないというように考えています。11ページには，1万5,000平方メートルの大まかなゾーニングによる面積割りを掲げています

以上が図書館でございますが，科学館を簡単にご報告いたします。

16ページをお願いいたします。科学館も基本構想からは，ほとんど変わっておりません。科学館は，基本構想でかなり書き込んでいましたので，基本構想をより深める内容というところまでは，まだ進んでいないというところであります。

16ページに「1 科学館（仮称）のコンセプト」があり，そして「2（現）子ども科学館からの発展性」という表現がありますが，これは，基本構想よりきちんと書き込んだ形になっています。高知市

といたしましては、現在の高知市子ども科学図書館を移転して、大きくするというスタンスでございますので、子ども科学図書館にある必要な資料、展示、あるいは科学教室等の取り組みは、新しいところでもやっていくということを明記しております。

17 ページの「(3) 常設展示」のところで、これも基本構想には相当いろいろな具体例も含め、書き込んでおりますので、その例を絞り込んでいく中で、専門的なアドバイスあるいは実際現場でやられる先生方のご意見をかなり聞いていかないと絞りきれないところがあって、その作業は具体的な設計が始まるまでにしておかなければならないと考えております。現在三つのゾーンで構成ということで、基本構想で、生命・自然環境ゾーン、宇宙・地球ゾーン、郷土の未来と科学技術ゾーンの三つのゾーンを想定していますが、今までの議論の中で重視するテーマとして、最初の生命・自然環境ゾーンでは郷土の自然、生物多様性、生態系を、宇宙・地球ゾーンでは地震の歴史と発生の仕組みということで地震の問題、それから科学の不思議体験を、郷土の未来と科学技術ゾーンでは、先端農業技術、からくり人形からロボット、新エネルギーといったものを重視したいということで議論してきましたので、ここに基本構想の中から重視するテーマを書き込んだところでございます。

「(5) プラネタリウム」でございますが、4月にご議論いただいたときにご報告申し上げておりますが、プラネタリウムを整備するというところで、星空を映すだけではなくて、多様な映像コンテンツを上映したいということでございます。

18 ページの「(1) 運営主体等」のところでございますが、設置は高知市で、運営は高知市が高知県と協力して行うということで、高知市立の施設になります。今般、県内全域をサービス対象とすることにしましたので、「設置運営経費は県市で負担する」という記述でございます。

「(2) 業務」については、基本構想にありますようなこのような業務で、「(3) 管理運営体制」のところでは、学芸員を含む専門スタッフ、その専門スタッフをサポートするスタッフ、管理運営業務のスタッフ、ボランティアスタッフという4種類のスタッフによる管理運営体制を想定しているということとあります。

最後に19ページの「7施設構成(案)」ですが、各部屋を細かく面積を落とし込むことも可能ですけれども、あまり細かい面積を出すよりも、今後いろいろなご提案をいただけるようにと思ひまして、大きく書いています。展示、実験・学習スペース、つまり利用者の方が使っていただくところを1,000平方メートル、業務の管理スペースを500平方メートルの2対1で1,500平方メートルになります。なお、屋上を活用すること、それから共用スペースは別に300平方メートル程度は必要であろうという書き方になっています。

大変走り走りで恐縮でございますが、報告は以上でございます。

野本委員長

ありがとうございます。

説明がたくさんありましたが、気が付いたところからお願いいたします。

西山委員

省エネルギーのところですが、それをもう一歩進めて、例えばLEDを使うであるとか、思い切った省電力に取り組みましてはどうかと思ひます。LEDは熱が発生しませんし、光が当たって書籍が傷むということがないメリットもあるようです。特に、長時間点けておく必要がある場所などはぜひご検討ください。これは図書館、科学館とも共通です。

西森委員

前回、西山委員さんの言われたご意見だったと思いますが、利用者の安全性のお話があったと思います。いかなる施設でも基本的に備えておくべきものだろうと思いますが、当たり前のこととして、1ページ目の共通事項に、どういう書き方がいいかよく分かりませんが、利用者の安全確保というものをやはり入れるべきではないかと思います。

2点目ですが、バックヤードという言い方をしているのかどうか分かりませんが、労働環境の確保という固い言い方もあろうかと思いますが、いくつか記述はあります。例えば、職員が働きやすい施設にするとか、休憩室を確保するなどですが、これも共通事項の中で、いわば利用者の視点に立った表側というのでしょうか、そのことは多々触れられていますが、バックヤードに関する記述がないように思われますので、もう少し入れてもよろしいのではないかなと思いました。

それから、構想の内容から離れているかも知れませんが、県と市の最終的な整備費用の負担割合ですけど、以前面積で按分して清算するようなお話を伺っていましたが、今もそういう方針なのか、その場合は点字図書館分を除いて残りの按分とかになるのかなと思うのですが、その辺りの方針はどうなっているのかという点をご教示いただきたいと思います。

もう一つ、細かいことですが、本の保存方針についてですね、絶版になってしまうものがございます。実は私が子どものころ読んで非常に面白く、読みたかった本が県立図書館にあると知って、ネットで調べたら絶版だったのですが、県立図書館で貸して頂けたのです。やっぱり絶版本については、手に入れる機会がなくなるものですから、できたらその段階で、もう館内閲覧に切り替えることがあっていいのかなと思ったのですが、その辺りは一般論的にはいかなるものなのでしょうか。

参事(市民図書館長)

市民図書館長の筒井でございます。

西山委員さんの最初のLEDですが、我々も当然LEDがどんどん入るだろうなと思っています。こういう建築物の基本計画あるいはプロポーザル発注の仕様書の書き方のほか、県・市の在り方もあると思いますので、その辺も含めて、LEDにどんどん変えていくというようなことで、建築サイドの方がそういう形であれば書き込めると思います。そこは、提案をいただく形にした方がよいということであれば、検討するということになると思いますが、傾向としてコストとの関係もありますが、LEDを入れてほしいというのは事務局的にはそういう流れだろうと思います。

あと、利用者の安全確保、バックヤードにおける職員の労働環境の問題を共通事項の中できちんと盛り込んでいくことについてのご指摘でございました。まったく、そのとおりだ、と思ったところですが、現在、中間取りまとめの段階でございますが、これを6月の教育委員会あるいは議会でお示しする基本計画の段階では、今のご指摘いただいた点は、それまでにはどうするか考えて対応をお示しするようにいたします。

それから保存方針のことですが、絶版等になった貴重な本は、もう館外貸し出しは止めて館内閲覧に限ったかどうかということですが、一般的な傾向は承知してないですが、考え方としては、貴重本は館外へ貸し出ししない、館内閲覧でお願いするというのが基本です。ただ、すべての絶版本をそうするかどうかは別として、これは貴重だということになれば、館内閲覧に切り替えていくというのが基本的な流れになっていると思います。

それから県・市の負担割合でございますが、考え方といたしまして、今までの作業はそれぞれ単独で

建設するとすれば、県が1万平方メートルで、市が7,000平方メートルの10対7ということできております。作業的には、今もそうこととございますが、その流れでいきますと、設計を上げた段階でそれぞれの面積がきちんと出れば、その割合でいくということとございます。

ただ、共用部分が多い施設になりますので、極端に言えばそれぞれの部屋は、館長室だけになります。館長室以外は全部一緒という感じですので、面積按分という手法は、最終的にどうなるか少し検討を要します。いずれにしろ、何らかの説明できる考え方で県市の負担割合を決めていきたいと思っております。あと、点字図書館と科学館は、基本的には半々といったところとございます。

野本委員長

その負担割合はいつごろ決まりますか。

参事(市民図書館長)

面積按分ということになりますと、実施設計もかなりきちんとしないと出てきませんので、最終的に固まるのが、仮に実施設計があがるときとなりますと、平成24年度の遅い時期となりますが、少しその辺りは、県と協議していく必要があると思っております。

野本委員長

共通事項の1番目に災害への備えで避難所機能とありますが、公共施設をこれからつくるに当たっては、これがまずは1番だろうと思っております。それで、帰宅困難者ということですが、日中に大災害が起こって自宅に帰れなくなった方、当然図書館を利用している方たちもそうだし、周辺の方たちも避難に利用するということが考えられます。そのときに、自家発電装置の明るさで安全を守ることは勿論ですが、水とか、一夜を過ごせるとかそういうことですが、そういう機能がどこまで図書館として補えるのかということですね。普通、避難所でしたら、食料、寝具等が必要だろうと思うのですが、その辺りはどのように考えていけばよろしいでしょうか。

参事(市民図書館長)

まだ中間取りまとめということで、このような表現になっておりますが、基本計画をまとめる段階では、それぞれ県・市の防災担当者とも協議して、実際問題、水や食料など、人が泊まってということ想定したら何が必要なのかを聞き、防災倉庫の広さなどは、防災担当の方に考え方もあるかと思っておりますので、そこら辺りを協議していくことになると思っております。

野本委員長

そういうスペースはこれから考えていくということですね。

参事(市民図書館長)

はい。

山本委員

例えば、借りた本を紛失した場合などはどのように対応されるのでしょうか。

参事(市民図書館長)

現状では、同じ本または同等の本を買うなりして収めていただくのが、基本的なスタンスです。新図書館でも、多分同じようなことになるでしょうけど、新図書館においてそこをどうするかというのは、正面からは議論してないです。

山本委員

例えばレンタルビデオなんか、カードに保険が掛かっていたりして、ある程度の負担で、多額な金額

を払わなくても済むというメリットもあるので、万が一のときに利用者に負担が掛からない方策もあるのではないかなと思います。

参事(市民図書館長)

分かりました。

山本委員

それから、県立図書館と市民図書館の持っている本の両方の貸出しがされるようになると思うのですが、市民図書館の本を借りていたとき、県立図書館の本を借りていたときなど、そういったところは、調整しながら、紛失したときなどに配慮いただけますか。

参事(市民図書館長)

1枚の利用登録カードで県立図書館の本も、市民図書館の本も借りることができるというのが基本的な考えです。ただ、それぞれ財布が別ですので、県立図書館の本、市民図書館の本というのが判るという管理状態になっています。したがって、紛失した本がどちらの本か分かるのは間違いありません。その後の流れとしては、県の本が紛失した場合は、県の方が対応することになると思いますが、統一の窓口において、そういう処理は、「あっちに行け、こっちに行け」という対応がないようには考えないといけません。そこは、バックヤードの事務処理の問題となってきます。

松原教育長

展示のゾーニングというか、そういう計画はいつ頃を目途につくる予定なのですか。例えば1階に何を置いて、2階に何を置いてというようなイメージということですが。

参事(市民図書館長)

市民図書館長の筒井でございます。

今までの基本構想の議論の中では、点字図書館は1階が望ましい、科学館は屋上の利用等を想定して最上階が望ましいということになっておりまして、それは、この基本計画でもそのような表現になっています。20ページに「施設概要」ということで、「1 建設場所」は追手前小学校敷地東半分とする。「2 施設の構成規模」で、敷地面積は5,000平方メートル程度、回遊性の確保を目的とした多目的広場等を除くとあります。これは少し分かりにくい表現になっているところですが、時間的に修正協議が間に合わなかったもので、こういう表現でございますが、この意味は、新施設の箱は、5,000平方メートル程度のところへ建てるということでございます。その延床面積は1万7,800平方メートルです。したがって、5,000平方メートル程度の敷地全体にいっぱいには建てませんので、例えば建坪ということで5,000平方メートルの中に4,000平方メートルなら4,000平方メートルをとったら、5階建てで寸胴の建物で2万平方メートルという大きな建物が、完全な立方体になってしまうわけですが、そのようなイメージです。それとは別に回遊性の確保を目的とした多目的広場等として、2,000平方メートルを準備したいと考えています。したがって、今回の整備全体の土地の面積は、7,000平方メートル程度というような内容でございます。それをこの中間報告段階では、十分分かりやすく書き切れてない状態でございます。多目的広場を除くという表現で何となく分かりにくいですが、いわば回遊性の確保を目的とした多目的広場等の2,000平方メートルは、別途確保するということでございますのでよろしく申し上げます。

「(3) 施設の構成」は、新点字図書館は1階、それから科学館は最上階ということで、全体として1万7,800平方メートル程度です。駐車場は100台程度の一般利用者の駐車場で、障害者用、業務用車

両、団体用の大型バス等は、100台とは別に確保するという事で、駐車場の出入りが、まだ現在も各関係機関、各方面と調整中でございますので、書き方としてはこのような形となっております。

なお、整備日程は今までどおりです。

そういう点で、1階と最上階ということですが、図書館部分がどんな配置になるかというのは、非常に興味、関心の多いところですが、まだ書き切れないところで、まあ我々があまり細かく線を引いても、プロポーザルでプロのご提案に委ねたらいいということもあるかと思えます。11ページの書庫の部分をご覧ください。最初が、「各階に設ける場合は」、「一つの階層に集約する場合は」ということで「場合、場合」と分けて書いてあります。各階に設けるというのは、書庫棟があって、2階、3階、4階、5階に書庫があったら、そこと表側の閲覧スペースが近くなるわけですが、そういう作り方をするのか。もしくは、例えば3階全部を書庫にして、いわゆる開架・閲覧室は2階全部というような作り方をするのか。そうしますと、開架スペースはもう日本有数とまではいきませんが、相当広い、インパクトのある空間が出現します。

それで、インパクトがあるのは広いフロアであるのは間違いないところですが、実際、利用者あるいは職員の使い勝手から考えてどっちがいいのかということが、図書館界でもいろいろ意見がありまして、まだ中間報告段階で、「場合、場合」と分けて記載しております。この書庫のあり方によって図書館のフロアプランがかなり影響されるという段階の議論をしているところです。

野本委員長

建物自体の設計をするときに、どこに玄関を置くかということは、車がどこから入っていくかということがないといけませんね。ということは、どのような入口にするだとか、というところが出てないようですけども、これはどういうことなるのでしょうか。

参事(市民図書館長)

駐車場のあり方は設計に大きく影響しますので、6月にお示しする基本計画には記述していかなければいけないと思っています。併せて、建物のエントランスの位置もお示しする必要があるだろうと思います。それがないと、提案する方も困ると思います。今考えていますのは、多目的広場、賑わい、回遊性のために広場なり、歩道なり、アプローチも含めてつくりますので、その広場あるいは遊歩道が図書館へのアプローチと当然セットになっているというのが基本的な考え方になるかと思えます。西側の多目的広場側にメインのエントランスがくるということイメージとして持っています。少しまだ書ききれない状況です。

野本委員長

6月までにはお示しできますか。

参事(市民図書館長)

整理したいと考えます。

野本委員長

道路の状況も合わせてお願いできますか。

参事(市民図書館長)

はい。

西森委員

移行期間についてですが、どういうイメージでしょうか。今の段階で何かお持ちでしょうか。本を引

越しさせなきゃいけないわけですよ。大変な作業でしょうけれど、その間は、県立図書館なり、市民図書館なりが、休館しなければいけないのかなと思いますけれど、その辺りの移行方法について、今の段階でイメージはございますか。

参事(市民図書館長)

市民図書館長の筒井でございます。

これも市民の関心の高いところですが、まだきちんとしたイメージは描けていません。建物の現在の予定が平成 26 年度末に竣工ということで、それからいろいろな備品を入れるとか、いろんな準備が始まります。かるぽーとの例で申しますと、11月に竣工して、開館は4月ということで、三、四か月はかかると思います。竣工してから、備品の搬入、コンピュータの搬入、コンピュータの運用試験をして、テストデータも順調に開館ということになります。それまでの間に今の本に必要な処理として、ラベルの張替えがあり、ICタグを採用するとなればICタグを入れておくというようなことを済ませておく必要があります。新図書館と現在の図書館の施設が整ったあと、どこかの時点になろうと思います。実際の引越のときに、実際どれだけ休館期間が必要かというのは、ある程度専門的な方からいろいろご指導いただいて、「できるだけ短くする」ということは当然でございます。

香川県立図書館が移転されたときは、半年閉館の予定を5か月で済ませたとお聞きしていますが、今回、県も、市も両方5か月というようなのも厳しいかも知れません。例えば同時閉館を避けて、どちらかを先に引っ越すなど、工夫の余地はあると思います。

西森委員

その辺りの計画はいつごろまでに具体化される予定なのでしょうか。タイトルが基本計画になっていますので、ここに載っていても良いのかなとも思いました。逆に建物ができ上がってからじゃないと移る準備もできないのかなと思って、質問させていただきました。

松原教育長

先行事例を参考にしないと、なかなか難しい問題もあるだろうと思います。館長も申したように長いこと閉館にするわけにはいけないので、例えば、部分的に開館するなど含めて、何らかの形でできるだけ早くどこかを開館していくという方法もあるかなと思います。

参事(市民図書館長)

平成 25 年度の建設工事に着工した頃までには、見通しを言えないといけないと思っています。

西森委員

教育長がおっしゃられるとおり、やっぱり図書館がない期間が仮に1年間できてしまうと、子どもたちにとっては大きな1年になります。

参事(市民図書館長)

県立図書館の子ども室が移転の準備のためにどうしても閉めなければいけないときには、市民図書館の子ども室は開館する。部門ごとに閉鎖して、何らかの方法で新図書館の準備をするということになるかなと思います。県立図書館と市民図書館の両方を閉館せずに、どちらかが閉館するということになると思います。合わせて100万冊の本を運ぶのには、どれだけの作業量になるか、専門的なご意見をいただいて考えていきたいと思っています。

野本委員長

組織・運営で遵守する事項の4ページで、専門職の確保というのが、「市民図書館は専門職制度を導

入する」と書かれていますけれども、やはり中にいる職員の魅力で、集客というものも変わっていくと思うのですが、具体的に何人採用してどうするというようなことも、新しい図書館ができるまでに計画的に採用していかないと、それまでの経費負担ということもあるでしょうし、是非具体的に、早目に対応していただきたいと思います。

松原教育長

委員長が言われたとおり、今年からの専門職の採用は少し難しいですけれども、来年度以降から専門職の導入に向けた採用計画を立てていきたいと思っています。

野本委員長

以上でよろしいですか。

次に、「下知市民図書館整備事業について」を事務局からご説明願います。

参事(市民図書館長)

お手元に、「下知図書館整備事業について」という資料と設計図面があると思います、これで説明をさせていただきます。A4縦のほうですけれども、これまでもご報告してまいりましたが、下知市民図書館につきましては、平成16年段階で亀裂が見つかり、17年から2階部分を使用禁止ということで、18年以降は、下知市民図書館を建てるべく、具体的に構想を検討し、あるいは地盤調査とか土地境界調査等やってまいりました。平成21年3月の平成21年度予算におきまして、財政状況の悪化により一時凍結という判断をせざるを得なくなったものでございます。

なお、平成21年4月にはそれを受けまして、市長が出席して、地元で説明会を開催したところでございます。そういう点で、平成21年4月以降、地元の下知地区は非常に残念だという空気があったわけですが、昨年9月議会の段階で、国の地域活性化公共投資基金という財源を活用して取り組んだらどうかというご質問をいただき、また、下知図書館の改築についての請願が全会一致で採択されたこともありまして。その後、10月には早期改築を求める会と、27町内会長さんから、委員会報告書の構想の早期着工と仮設図書館開設の要望を頂いたところでございます。この委員会報告書というのは、平成18年7月から取り組みました下知図書館の整備基本構想、基本計画です。下知市民図書館は規模が小さいので、基本構想、基本計画を一体でやったわけですね。新図書館は規模が大きいので分けているのですけれども、その報告書どおりに、早くつくってほしいということでした。12月議会で再開の方針を明らかにし、12月議会では実施設計の予算、3月議会では解体費と仮設図書館経費の予算を議決いただいたところでございます。

そういうことで、この実施設計を12月議会で認めていただきましたので、今年に入りまして実施設計を順次進めていましたところ、3月の東日本大震災の津波被害を目の当たりにし、その被害を勘案して避難施設としての機能をもっと強化する必要があるのではないかというご指摘が各方面から出てまいりました。そういうご指摘も受け、3階建て(一部4階建て)を4階建て(一部5階建て)ということで、1階増やすという形で市長と協議して、そういう方針で行こうということで決定したところであります。

それまでは、地元に対して以前の3階建て(一部4階建て)の案でないと、予算的、スケジュール的に難しいと申してきておりましたこともあるわけですが、政治的な決断ということもございまして、1階増やすということについて、5月下旬に地元への説明会を準備しております。そこで、地元のご了解をいただきましたら、本当に地元合意の下、新しい計画で進めることができることになると思います。

9月上旬には、仮設図書館へ引越しをいたしまして、今年中に解体工事、来年1年を掛けまして建設工事をし、12月に竣工します。3か月くらいかけて、引越しがあるわけですが、開館の準備をいたしまして、25年の遅くともゴールデンウィークまでには、開館したいと考えます。

別紙図面をご覧ください。1枚目が1階平面図です。1階につきましては、これまでの計画と変更ございません。右側に駐車場があって、左側にコミュニティサロンとか、会議室がございます。2階もこれまでの計画と変わっておりません。図書の事務室、子どもさんたちが絵本を読んでもらうための畳のスペース、書架のスペース、閲覧室のスペースということで2階が構成されています。3階の平面図、裏に4階の平面図がありますが、4階の平面図を見ていただきますと、右側に大ホールがあります。この大ホールがこれまでは3階にありました。3階の平面図の右の方に会議室、会議室、倉庫となっていてところがあると思いますが、これまでの計画ではここにホールがありまして、ホールを上にあげまして、そこは会議室なり倉庫を取っておこうということで、3階をそのように構成いたしました。新しくできた4階に3階から上げてきたホールと、それから4階平面図の左側の方に防災倉庫、設備スペース、電気機械室というようなものをきちんと取っておりますが、特にこの設備スペースには水のタンクを入れまして、避難して来た人に供給できる水のタンクを設置したいと考えます。屋上、5階平面図ですが、一部5階ということで、5階にも防災倉庫があります。したがって防災倉庫が4階と5階に分かれてしまっていますが、防災倉庫を取って、屋上に避難できる。当然外階段も屋上まで伸ばす形で整理したいという考えでございます。

次のページに立面図がございますが、これは実施設計の図面でございますので、細かい仕上げなんかの情報も盛り込まれています。実際の建物の高さですが、最高軒高が19.25メートルで、4階軒高が14.69メートル、屋上が14メートルから15メートルという高さでございます。この高さがあれば、4階あるいは屋上で、津波に対応できるのではないかと思います。見直し前の現在の防災計画では、下知のこの辺りは地盤が沈下して水が来て、沈下を足して3.25メートルの水が溜まるだろうとされているところです。今、見直し作業に入っていますので、当然それよりは上がると思いますが、1階と2階は大きな地震のときに水没する可能性もありますけれども、4階、5階は何とかいけると考えています。見直しの科学的な作業はこれからです。

松原教育長

下知地区の場合は、単なる図書館というよりも、防災施設あるいはコミュニティ施設という色合いが非常に強い施設になるだろうと思います。

野本委員長

これからの公の機関は、それが重大な使命じゃないかなと思います。想定外のことが次々と起こりますので、「それでいいだろう」以上のものを考えて、強度なり高さなりを考えていただければと思います。それと防災倉庫なんか二つに分かれたと言っていましたけれども、想定外なんかを考えると二つに分かれた方が逆がいいのかも知れないのではないかと思います。

書架ですが、それは揺れたときに倒れるとか、本がばらばらと落ちてくると、それだけで非常な恐怖感が、子どもたちに生まれると思いますけれども、そこは新しい市民図書館にも関わってきますがいかがですか。

参事(市民図書館長)

書架と書架を上の方で繋ぐというようなことはよく聞くことですが、なお専門家のご意見

を伺ってまいります。

松原教育長

本棚の本が落ちてこないような工夫というのはあるのですか。

参事(市民図書館長)

棚に敷きものをするというのがあり、それが結構落ちないと聞いたことがあるのですが、普段、取り出しにくいとかいろいろなことがあって、その辺りも検討します。今回の地震でも、百以上の図書館が壊滅して、陸前高田市の図書館では全職員が亡くなっています。ほかにもたくさん犠牲になられた職員がいらっしゃいます。

山本委員

屋上は、フェンスを張りますか。

参事(市民図書館長)

最後のページですが、屋上に避難できるようフェンスが設置されます。

野本委員長

なお、最新の技術で、地域の皆さんが文化的にも安心でき、生活的にも安心できるような建物にさせていただきますようお願いします。

以上でよろしいでしょうか。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時25分

署名

委員長

5番委員
